

弥富市マンション管理適正化法に係る管理計画認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)の規定に基づくマンションの管理に関する計画(以下「管理計画」という。)の認定に関し、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

第2条 省令第1条の2第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人マンション管理センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証
- (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していることの表明保証書(第1号様式)

2 省令第1条の2第2項の市長が不要と認める書類は、同条第1項各号に掲げる書類とする。

(申請の取下げ)

第3条 認定申請をした者又は変更の認定申請をした者は、当該申請をした後において、その申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。